独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 特定研究員(特定有期雇用職員、学芸課教育普及室)公募要項

1. 公募する職種及び資格

(1) 職種及び採用予定人員

特定研究員(教育普及担当) 1名

(2) 職務の内容

国立国際美術館における、教育普及プログラムの企画・運営に関する業務等。 ただし、業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。

(3) 勤務条件等

(ア)勤務時間

1週間の所定の勤務時間を38時間45分、1日の所定の勤務時間を7時間4 5分とする。

(※業務上の必要がある場合には時間外勤務を命じることがある)

(イ)休日

土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日) ※ただし、1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制により、事業運営等の必要に 応じて休日に勤務を割り振る場合がある。

(ウ)休暇

年次有給休暇、特別休暇 等

(エ)契約期間

採用日から3年以内とし、更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、 契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断す る。

ただし、更新は採用した日から通算して5年を超えないものとする。

(オ)試用期間

採用された日から6ヶ月間

(カ) 給与

経験・職歴等を考慮して決定。

※詳細は、独立行政法人国立美術館特定有期雇用職員の就業に関する規則等による。

https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/kisokusyu/jinji

(国立美術館 HP 参照)

国家公務員共済組合保険、雇用保険、労災保険に加入する。

- (4) 応募資格(原則として、以下の要件をすべて満たすこと)
 - (ア)大学院で美術教育、鑑賞教育、美術館教育または美術に関わる分野を専攻した者 (専攻を明記すること)、もしくは同程度の専門知識を有する者が望ましい
 - (イ)美術館または同等の美術関連機関等における教育普及プログラムの実務経験を

有する者が望ましい

- (ウ) 現代美術に関する知識を有する者が望ましい
- (エ)文章作成、読解、日常会話に必要な英語能力を有する者が望ましい(TOEIC、TOEFLなどの受験経験者は、その点数を明記すること)
- (オ) 基本的なパソコン操作に習熟しており、ワード、エクセルが使えること
- (5) 勤務場所

国立国際美術館(大阪市北区中之島4-2-55) ただし、組織の改廃その他の事由により就業の場所を変更することがある。

2. 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考(応募書類に基づく審査)

(2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、筆記試験(記述式)及び面接試験を実施する。(場所: 国立国際美術館)

(3) 各選考の結果については、受験者に対してメールにて通知する。また、第2次選 考の実施日時・場所等の詳細については、選考に合格した者に対して別途通知す る。なお、選考にかかる旅費、宿泊費等は応募者の負担とする。

3. 応募手続

(1) 応募締切

令和8年1月30日(金)17時締切(必着)

※下記メールアドレス宛に、必要書類を単一の PDF ファイルにまとめて添付し、送信してください。

メールの件名は「特定研究員(教育普及室)応募」としてください。

- (2) 応募書類
 - ア. 履歴書(別紙様式1、必ず連絡先電話番号及びメールアドレスを記入すること)
 - イ. 研究業績調書(別紙様式2)
 - ウ. 小論文(A4版任意様式1600~2000字程度、手書き不可) テーマ:あなたがこれまでに調査あるいは体験した教育普及プログラムの中から 今後参考にしたいと思うプログラム2例を取り上げながら、美術館における教育 普及活動の目指すべき方向性について、ご自身の考えを述べてください。
 - エ. 美術館における教育普及プログラムの実務経験を有する者は、その活動をまとめたレポート(A4版任意様式)
 - ※応募書類は原則として返却しません。また、提出いただいた応募書類は、今回の採 用選考以外の目的には一切使用せず、採用試験終了後、当館が責任を持って廃棄い たします。
- (3) 提出先及び問い合わせ先

国立国際美術館 総務課総務担当係

e-mail: jinji@nmao.go.jp

4. 選考結果の通知時期(予定)

第1次選考:令和8年2月初旬

第2次選考:令和8年2月中~下旬

※第1次選考の結果は2月上旬に本人にメールで通知する。2月11日(水)までに

第1次選考結果の通知が届かない場合は、上記問い合わせ先に連絡すること。

5. 採用予定日 令和8年4月1日(応相談)

6. 募集者名称 独立行政法人国立美術館

7. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙